

オンライン資格確認が導入された医療機関等では、



限度額適用認定証の提示が**不要**です！

💡 限度額適用認定証とは？

医療機関等の窓口でのお支払いが高額になる場合、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関等に提示する「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」のことです。

💡 オンライン資格確認とは？

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局等の窓口で、マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号により、オンラインで加入している医療保険の資格等を確認できるシステムです。
本人の同意があれば、限度額適用認定証等の情報も確認することができます。

※オンライン資格確認のシステム導入は、令和3年10月から開始し、令和5年4月から原則として導入が義務づけられています。



マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしておくと、健康保険証としても利用できます！

対応医療機関等の一覧はこちら（厚生労働省ホームページ）



💡 どんなメリットがあるの？

これまでは、事前に市へ申請し、限度額適用認定証の交付・更新が必要でしたが、医療機関等で限度額適用認定証等の情報提供に同意し、適用区分がシステムで確認できれば、**限度額適用認定証等の交付手続きは不要**です。

※**注意**※ 以下に該当する方は、限度額適用認定証等の交付申請が必要です。

- ◆オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関等にかかる場合
- ◆申請日以前12ヵ月に入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、食事療養費の減額をさらに受ける場合
- ◆国民健康保険料に滞納がある場合
(滞納解消後に交付ができます。保険料納付相談は国保年金課まで)

問い合わせ先 奈良市役所 国保年金課（国民健康保険）

☎0742-34-4736